

【概要版】江東区バリアフリー基本構想（中間のまとめ）

改定にあたって

◇平成18年に策定した「江東区交通バリアフリー基本構想」を、関連する法改正や社会情勢の変化、地下鉄8号線を契機としたまちづくりの動向などを踏まえ、すべての人にとって利用しやすい公共空間の推進に向け、「江東区バリアフリー基本構想」へ改定します。

旧構想からの改定のポイント

更新点（UPDATE）

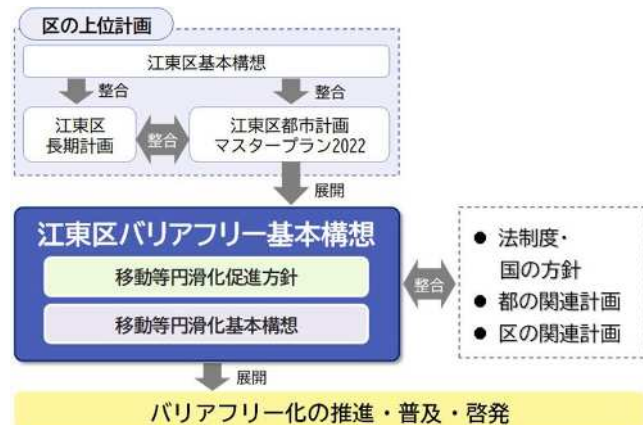
- **名称の変更**
 - ・交通に限定せず総合的なバリアフリー方針とするため、旧基本構想の「交通」の文言を削除
- **生活関連施設・生活関連経路の見直し**
 - ・旧基本構想における重点整備地区の生活関連施設・生活関連経路を見直し
 - ・新たに設定する移動等円滑化促進地区においても新たに設定
- **重点整備地区の見直し**
 - ・旧基本構想で定めていた「東陽町駅周辺地区」「南砂町駅周辺地区」を継続して設定
 - ・追加事項のとおり特定事業を追加
 - ・現状の施設の配置状況や整備状況等を鑑みて区域を見直し

追加事項（NEW）

- **移動等円滑化促進方針の策定**
 - ・区全域のバリアフリー化の方針となる「移動等円滑化促進方針（マスタープラン）」を設定
- **移動等円滑化促進地区の設定**
 - ・都市計画マスタープランで示されている拠点を「移動等円滑化促進地区」に設定
 - ・地区別のバリアフリー化の方針を設定
- **バリアフリー整備推進地区の設定（区独自）**
 - ・今後、優先的に重点整備地区に移行していく候補として「バリアフリー整備推進地区」を設定
- **特定事業の追加**
 - ・「教育啓発特定事業」を新たに設定し、心のバリアフリーの取組等を推進
 - ・「建築物特定事業」「都市公園特定事業」「路外駐車場特定事業」を新たに設定

位置づけ

◇江東区都市計画マスタープラン等を上位計画とし、区全域のバリアフリー化の方針や地区別計画を策定していき、バリアフリー化の推進・普及・啓発をしていきます。



計画期間

◇令和9年度から令和18年度までの10年間とします。
◇バリアフリー法では、バリアフリー化のために実施する特定事業等の実施状況の調査・分析・評価を概ね5年ごとに行うよう努めることとされていることから、概ね5年ごとに検証し、必要に応じて見直しを図ります。



バリアフリー化に関する課題の整理

◇基本構想の改定に向けて、次の取組を実施し、幅広く意見を収集しました。

旧基本構想の評価

ユニバーサルデザイン
まちづくりワークショップ

アンケート調査

◇本区のバリアフリー化に関する課題を以下のとおり整理しました。

課題1 法改正等の反映及び上位計画・関連事業との整合

課題2 歩行空間におけるバリアの解消

課題3 施設等におけるバリアの解消

課題4 心のバリアフリーの普及・啓発

基本目標・基本方針

◇バリアフリー化の課題を踏まえ、江東区が目指すバリアフリー化の基本目標を定めます。

基本目標

一人ひとりを尊重し ともにつながり支え合う 誰もが暮らしやすいまち 江東
- すべての人が安全・快適に生活できる共生都市を目指して -

◇基本目標の実現に向けて、基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針1

各拠点のまちづくりと連携した一体的なバリアフリー化の推進

- 都市計画マスタープランの「拠点」と整合した重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進
- 地下鉄8号線延伸のまちづくり施策との整合
- 区民・事業者・障害当事者の参加によるまちづくり

基本方針2

歩行空間の安全性・連続性を高めるバリアフリー化の推進

- 歩行空間のネットワーク化
- 安全な歩行空間の確保
- 移動を支援する設備や歩行環境に関する情報提供などの充実

基本方針3

施設等のバリアフリー化の推進

- 鉄軌道駅・建築物・都市公園・路外駐車場等のバリアフリー化
- 人的対応や情報提供などによる施設の利便性の向上

基本方針4

心のバリアフリーの推進

- 施設設置管理者等による研修・教育の充実
- 区民への教育啓発の推進による「障害の社会モデル」の理解促進

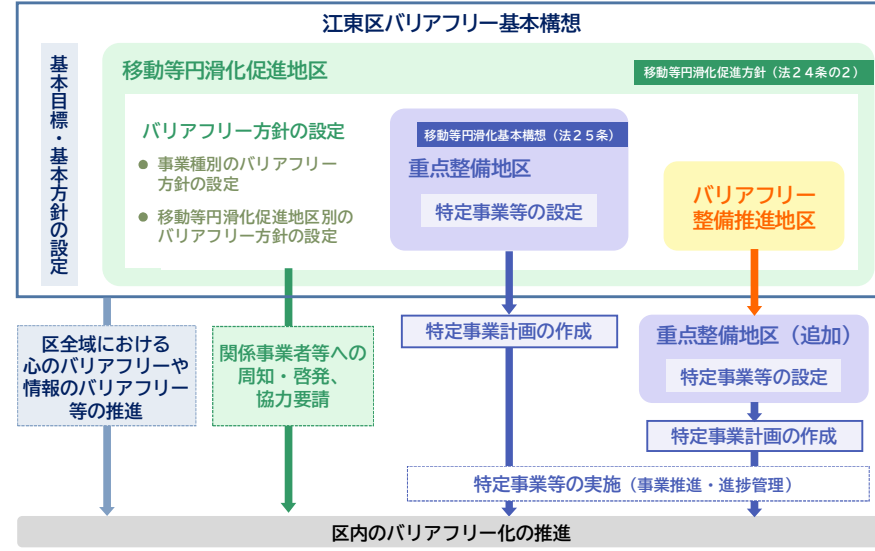
バリアフリー化の進め方

◇本構想は、区全域のバリアフリー化の方針となる移動等円滑化促進方針と移動等円滑化基本構想を包含した計画として、以下の3つの地区を設定します。

移動等円滑化促進地区	高齢者、障害者等が利用する施設が集まった、通常徒歩で移動が行われる地区で、 バリアフリー化を促進する地区
重点整備地区	移動等円滑化促進地区のうち、特定事業等を定めることにより、 重点的かつ一体的にバリアフリー化を進める地区
バリアフリー整備推進地区	移動等円滑化促進地区のうち、 段階的に重点整備地区へ移行していく候補の地区 として、区が独自に設定する地区

◇重点整備地区では、特定事業等を定め、バリアフリー化を推進していきます。

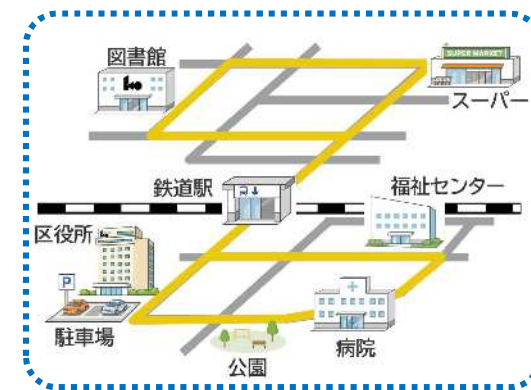
◇事業を定めない移動等円滑化促進地区においては、バリアフリー方針に基づく取組について、関係事業者に対する周知・啓発・協力要請を行います。また、基本目標・基本方針に基づき、区全域における心のバリアフリーや情報バリアフリー等の推進に取り組みます。



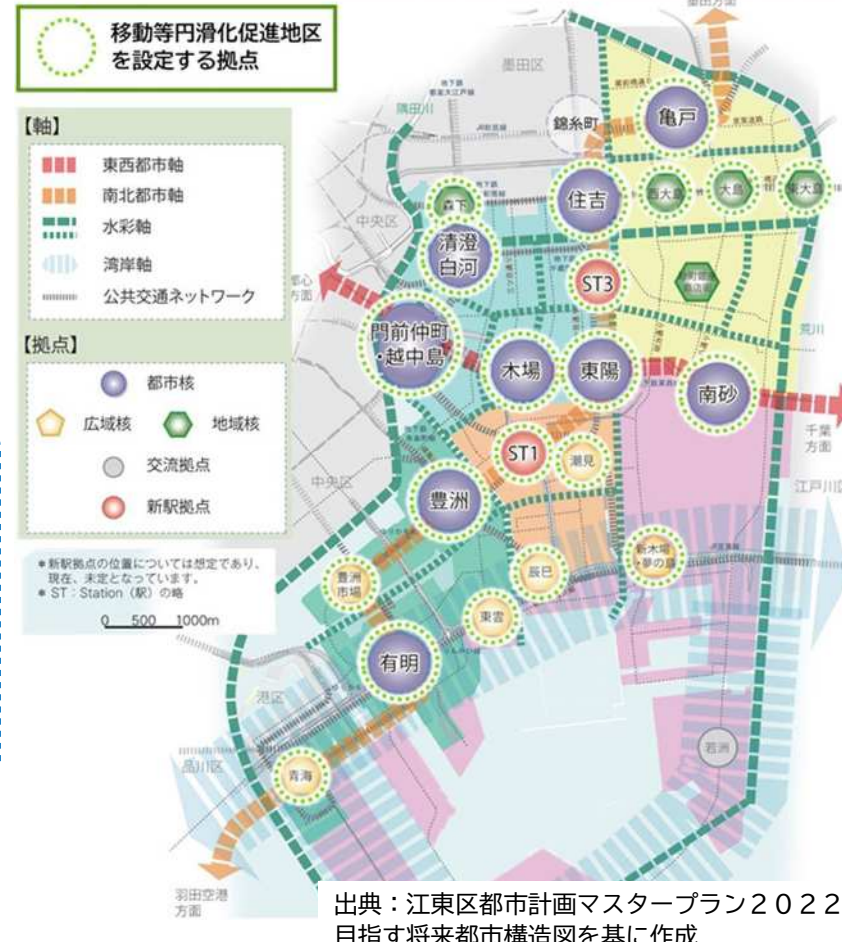
移動等円滑化促進地区の設定

◇都市計画マスタープランにおいて、「拠点(都市核・広域核・地域核・新駅拠点)」に位置づけられている鉄軌道駅周辺を移動等円滑化促進地区に設定します。

《生活関連施設・経路のイメージ図》



- 【凡例】
- 各種施設：生活関連施設
 - 生活関連経路
 - 重点整備地区



重点整備地区・バリアフリー整備推進地区の設定

◇各拠点における旅客施設のバリアフリー化・施設の集積状況・道路整備の状況・関連事業の状況等を踏まえて、重点整備地区およびバリアフリー整備推進地区を設定します。

重点整備地区：旧基本構想から継続して「東陽」「南砂」の拠点周辺を設定

バリアフリー整備推進地区：新駅拠点として地下鉄8号線延伸を契機としたまちづくりが進められている「ST1:(仮称)枝川駅」「ST3:(仮称)千石駅」のほか、拠点別の評価点が高い「住吉」「亀戸」「門前仲町・越中島」を新たに設定

拠点名	位置づけ	駅名(路線名)	地区
東陽	都市核	東陽町駅(東西線・地下鉄8号線)	重点整備地区
南砂	都市核	南砂町駅(東西線)	
ST1	新駅拠点	(仮称)枝川駅(地下鉄8号線)	バリアフリー整備推進地区
ST3	新駅拠点	(仮称)千石駅(地下鉄8号線)	
住吉	都市核	住吉駅(半蔵門線・新宿線・地下鉄8号線)	
亀戸	都市核	亀戸駅(総武線・東武亀戸線) 亀戸水神駅(東武亀戸線)	移動等円滑化促進地区
門前仲町・越中島	都市核	門前仲町駅(東西線・大江戸線) 越中島駅(京葉線)	
清澄白河	都市核	清澄白河駅(半蔵門線・大江戸線)	
木場	都市核	木場駅(東西線)	
豊洲	都市核	豊洲駅(有楽町線・地下鉄8号線・ゆりかもめ)	
有明	都市核	有明駅・有明テニスの森駅・東京ビッグサイト駅(ゆりかもめ)・国際展示場駅(りんかい線)	
豊洲市場	広域核	市場前駅・新豊洲駅(ゆりかもめ)	
青海	広域核	青海駅・テレコムセンター駅・東京国際クルーズターミナル駅(ゆりかもめ)・東京テレポート駅(りんかい線)	
潮見	広域核	潮見駅(京葉線)	
辰巳	広域核	辰巳駅(有楽町線)	
新木場・夢の島	広域核	新木場駅(京葉線・有楽町線・りんかい線)	
東雲	広域核	東雲駅(りんかい線)	
森下	地域核	森下駅(新宿線・大江戸線)	
西大島	地域核	西大島駅(新宿線)	
大島	地域核	大島駅(新宿線)	
東大島	地域核	東大島駅(新宿線)	

令和8年度の検討内容(予定)

- ◇地区別のバリアフリー化の方針、事業種別のバリアフリー化の方針の検討を行います。
- ◇重点整備地区に再設定する「東陽町駅周辺地区」「南砂町駅周辺地区」について、主に建築物を対象としたバリアフリー状況に関する現地確認・意見交換を行ったうえで、具体的なバリアフリーの事業を定める特定事業の検討を行います。